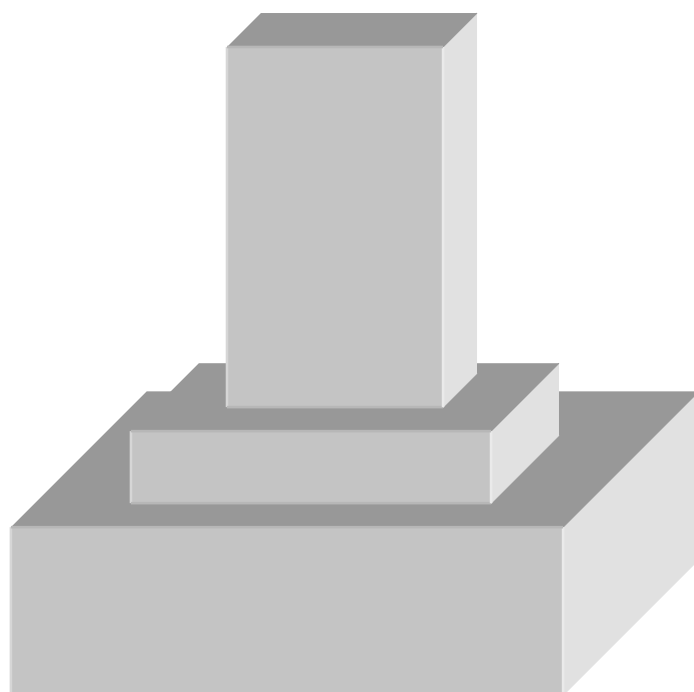


# 鱒ヶ沢町墓苑

申し込みのご案内



鱒ヶ沢町 総合窓口課 生活衛生班

TEL 0173 (72) 2111

# 目 次

|                      |   |
|----------------------|---|
| 1. 所在地               | 1 |
| 2. 区画の種類と区画数         | 1 |
| 3. 永代使用料と管理料         | 1 |
| 4. 使用者の資格            | 1 |
| 5. 申し込み手続き           | 2 |
| 6. 永代使用料の納付          | 2 |
| 7. 使用許可証の交付          | 2 |
| 8. 使用権の承継及び譲渡        | 2 |
| 9. 使用権の消滅及び取消し       | 2 |
| 10. 埋葬場所の返還          | 3 |
| 11. 墓石等を設置するときのきまり   | 3 |
| 12. 使用上の注意（届出が必要なとき） | 4 |
| 13. 行為の禁止            | 4 |
| 14. その他の注意事項         | 4 |

### 1. 所在地

西津軽郡鯨ヶ沢町大字舞戸町字西阿部野地内（大高山）

### 2. 区画の種類・区画数

| 種類 | 間口 (m) | 奥行 (m) | 面積 (㎡) | 区画数   |       |
|----|--------|--------|--------|-------|-------|
|    |        |        |        | 第1期工事 | 計     |
| 一種 | 2.00   | 2.00   | 4.00   | 204区画 | 316区画 |
| 二種 | 2.40   | 2.50   | 6.00   | 80区画  |       |
| 三種 | 2.50   | 2.50   | 6.25   | 32区画  |       |

### 3. 永代使用料・管理料

| 種類 | 永代使用料 (1区画) | 管理料<br>(1区画年額) |
|----|-------------|----------------|
| 一種 | 195,000円    | 3,300円         |
| 二種 | 280,000円    |                |
| 三種 | 292,000円    |                |

○永代使用料は、申請のとき一括納入していただきます。

○管理料は、鯨ヶ沢町の指定管理業者である「みちのく建物管理株式会社」に毎年納入していただきます。

### 4. 使用者の資格

○ 鯨ヶ沢町内に住所又は本籍を有する方

ただし、町長が相当の理由があると認めた場合は、町外の方も使用できます。

（この場合は、鯨ヶ沢町に住所を有する方を代理人に選定していただき、町長の承認を得ることになります。代理人は、使用に関する一切の事項の処理をしていただきます。）

## 5. 申し込み手続

○受付場所 鯉ヶ沢町役場 総合窓口課 生活衛生班  
電話0173(72)2111

### ○必要な書類等

- ① 使用許可申請書（福祉衛生課にあります）
- ② 申請者の住民票抄本
- ③ 印鑑

※町外の方の場合は、代理人の選定が必要ですので、上記のほかに代理人選任届、代理人の印鑑及び印鑑証明書も必要となります。

○1使用者につき、2区画まで申し込みできます。

## 6. 永代使用料の納付

所定の手続きが終わりましたら「納入通知書」を発行しますので納入期限までに必ず金融機関に払い込んでください。

## 7. 使用許可証の交付

- (1) 永代使用料の納付が確認できましたら、福祉衛生課で「使用許可証」を発送します。
- (2) 「使用許可証」を紛失したり、汚染したりした場合は所定の手続きをして再交付を受けてください。

## 8. 使用権の承継及び譲渡

埋葬場所を使用する権利を承継又は譲渡できる方は次のとおりです。この場合、名義変更の手続きをしてください。

- (1) 相続人
- (2) 親族又は縁故者（戸籍謄本等）

## 9. 使用権の消滅及び取消し

- (1) 使用権者及びその家族が所在不明となり、かつ、縁故者がなく10年を経過したときは使用権が消滅します。
- (2) 次のような場合に該当するときは使用許可を取り消すことがありますのでご注意ください。
  - ① 使用権者が埋葬場所を転貸したとき
  - ② 使用権者が埋葬の目的以外に使用したとき
  - ③ 条例又は規則に違反したとき

## 10. 埋葬場所の返還

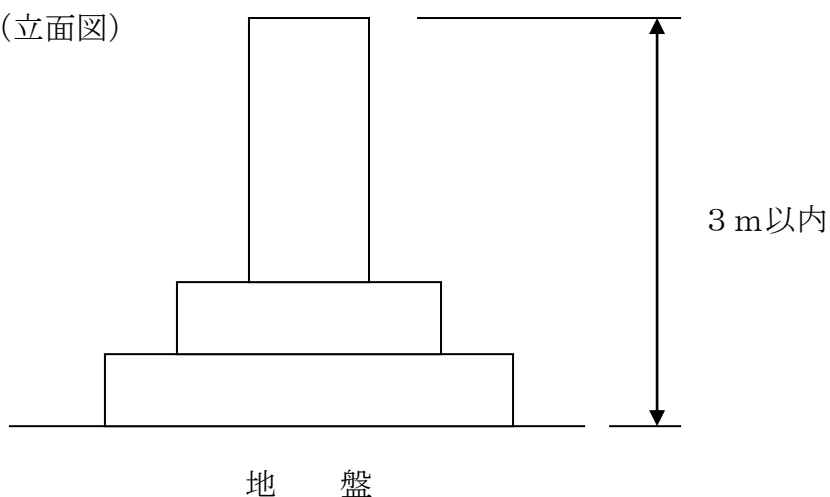
使用権者は埋葬場所を返還する場合は、その場所を現状に復して返還してください。（永代使用料及び管理料は払戻ししません。）なお、現状に復す義務を履行しないときは、町長がこれを代行し、その費用を使用権者から徴収します。

## 11. 墓石等を設置するときのきまり

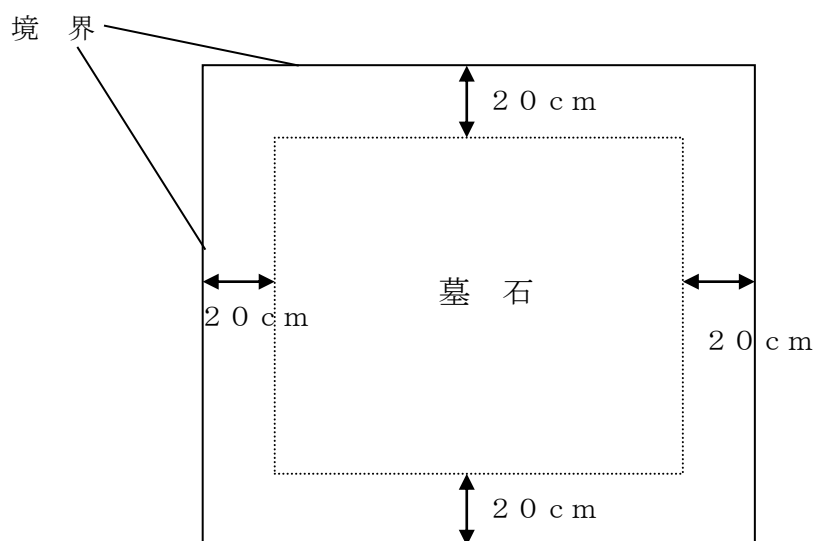
墓石等を設置するときは、事前に「墓石等構築届」により届け出てください。なお、設置については次の事項を守ってください。（下図参照）

- (1) 墓石及びこれに類する施設の高さは、3 m以下（地盤面から）とする。
- (2) 区画の各境界から最低20 cm空けるものとする。

(立面図)



(平面図)



## 1 2. 使用上の注意

つぎの場合には必ず届け出てください。

- (1) 遺骨を埋葬するとき
- (2) 使用権者が本籍、住所、氏名を変更したとき
- (3) 使用権者が死亡し、相続のあったとき
- (4) 相続人のいない場合、親族又は縁故者に使用権を譲渡するとき
- (5) 代理人を選定するとき
- (6) 墓石等を設置するとき
- (7) 墓苑を一時（臨時）使用するとき
- (8) 使用許可証を紛失したとき

## 1 3. 行為の禁止

墓苑内において、次のような行為をすると罰せられます

- (1) 埋葬場所を許可なく使用すること
- (2) 墓苑内の施設を損傷し、又は汚損すること
- (3) 竹木の伐採や植物の採取、又は区画内に植栽をすること
- (4) ごみ、その他の廃棄物を捨てること
- (5) 立入禁止区域に立ち入ること
- (6) 指定された場所以外に車両を乗り入れること
- (7) その他管理に支障がある行為をすること

## 1 4. その他の注意事項

- (1) 墓苑には死体を土葬することはできません
- (2) 既納の永代使用料、管理料は還付しません
- (3) 天変地異等、不可抗力による損害について、町は責任を負いません